# 令和7年度 世田谷区登録ヘルパー等研修受講助成事業

世田谷区では、登録ヘルパー等(※)の研修の受講を促進することで技術の向上等を図り、もって訪問介護等を利用する区民の福祉を増進するため、登録ヘルパー研修受講助成事業を実施しています。

※登録ヘルパー等とは、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う事業 所等に登録して、同条第2項に規定する訪問介護等に従事する方です。

### 1. 助成対象

区が実施する訪問介護等に係る研修であって、区長が別に指定する研修(以下「対象研修」という。) を受講した区内介護事業所に勤務する登録ヘルパー等が対象です。

### 2. 助成金額

対象研修の受講時間 1 時間につき、1,000 円を助成します(受講時間に 1 時間未満の端数がある場合は、その端数が 30 分以上の場合は 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てです)。 ※助成金の総額は、令和 7 年度予算の範囲内となります。

## 3. 申請方法【電子申請も可】

申請書を記入し、事業所から就労証明を受けてから、下記<問い合わせ・申し込み先>に記載の窓口へ提出(郵送または持参)してください。<u>電子申請での提出も可能です</u>。申請期限は対象研修を受講した日から3ヶ月以内です。受講後は、すみやかにご申請ください。

- 4. 動画視聴研修 (WEB研修) の場合の注意事項
  - ①動画視聴後に記名式のアンケートへの回答が条件となります。 ※アンケートの中で、雇用条件が「登録ヘルパー」である旨の選択が必要です。
  - ②「世田谷区福祉人材育成・研修センター」のホームページから交付申請書兼請求書をダウンロードし、3. 申請方法により申請してください。

#### 5. 申請に必要な書類

登録ヘルパー等研修受講助成金交付申請書兼請求書

※申請書兼請求書は対象の研修ごとにお配りしております。他の研修の申請にはご利用いただけませんので、ご注意ください。

## 6. 注意事項

- ・申請書は、黒色ボールペンで記入してください(消せるボールペン不可)。
- ・申請書の申請者記入欄を訂正する場合は、二重線で訂正してください(訂正印不要)。 なお、事業所記入欄は二重線で訂正のうえ訂正印(代表者印または社印)が必要です。
- ・対象研修等については「世田谷区福祉人材育成・研修センター」のホームページを確認してください。

## <問い合わせ・申し込み先>

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

世田谷区高齢福祉部高齢福祉課(月~金 8時30分~17時)

TEL 03-5432-2397 FAX 03-5432-3085

電子申請はこちらから



# ◆申請から助成金の受け取りまで◆

